

第337号

2017年  
4月25日

月1回25日発行

# げんぱつ

原発住民運動情報

発行所 原発問題住民運動全国連絡センター  
発行人 中村敏夫/1部300円 年間3,000円  
〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-11-13  
MMビルII (旧東洋ビル)402  
TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578  
郵便振替 00150-7-355202  
メール=genpatu-jumin-c@nifty.ne.jp

## 大阪高裁 運転差し止め取り消し

### 高浜原発再稼働を容認

関西電力「高浜3、4号機（福井県高浜町）について、大阪高裁（山下郁夫裁判長）は三月二十八日、大津地裁（山本善彦裁判長）が出した運転差し止め仮処分決定を取り消し、運転再開を求めて保全抗争していた関西側の訴えを認め、「安全性が欠如しているとはいえない」と判断した。

高浜3、4号機をめぐるのは、二〇一五年一月、滋賀県住民二十九人が運転停止を求める仮処分を申し立て、大津地裁では運転差し止め勝訴、大阪高裁では一転、再稼働容認となった。

「司法の役割、責任に対する自覚はかけられ感ぜられない」「住民側弁護団長の井戸謙一弁護士は、こう批判した。

今回決定は、福島原発事故後、司法の場でも「原発ゼロ」への認識を共有する道が広がりつつある中で起きた逆流である。「二度と福島のような事故を起こしてはならない」として、人権を擁護する

司法の責任が問われるようになり、大阪3、4号機の高浜地裁の差し止め決定（二〇一四年五月）、高浜3、4号機の高浜地裁の差し止め決定（二〇一五年四月）、大津地裁の差し止め決定（二〇一六年三月）と、住民の訴えが認められるようになった。

しかし、逆流も強く、高浜3、4号機の高浜地裁の差し止め決定は、同地裁が稼働を認める決定（二〇一五年十二月）を行い、大津地裁の差し止め決定は、今回、稼働を認める決定となった。

だからといって、司法が福島事故以前に戻ったかといえはそうではない。住民勝訴の決定と住民敗訴の決定の内容を比較してみると、住民勝訴となった決定は、裁判官が原子力規制委員会の新規制基準に合格しただけでは安全性は保証されないと指摘していることであ

- 「自主避難者」に対する今村復興相の暴言（二面）
- 柏崎刈羽原発の敷地内活断層 それでも基準合格？（三一面）
- 「核兵器にない世界」への挑戦（五面）

る。原発事故から人権を擁護する司法の責任を果たしていることが住民に伝わる内容となっている。一方、住民敗訴となった決定は、新基準に適合する原発は審査の過程に不合理がない限り安全性を具備すると手続き論を言うだけで、司法の責任の放棄が分かり易く示される。また、規制委は原子力災害対策、避難計画について指針を示しながら新基準の審査では対象としていない。これに対しても、住民勝訴の決定は、住人の不安に寄り添い、そのことの不合理性を指摘する。住民敗訴の決定は、住民の不安を正面から見据えていない。とはいえ、今回も「改善の余地はある」と漏らさざるをえなくなっている。内容上は勝訴決定が真実に迫っている。いずれにしても、新基準は福島事故の検証がなく、苛酷事故時の重要施設の即時設置が義務づけられず、まして超巨大地震、カルデラ噴火も審査対象にしていない事情に変わりはない。



●福島原発事故をめぐる集団訴訟の先陣となる前橋地裁判決が三月十七日にあった。地裁

判決は、事故に対する国と東電の責任を認めた点では画期的であったが、損害賠償額は著しく過小なものであった●事故に対する国と東電の責任を認めるならば、当然の帰結として、損害賠償額はそれに相当するものが認められるのが筋である。しかし、地裁判決は、それがほんのわずかの賠償しか認めなかった。これは地裁判決の際だった矛盾を示している。地裁判決の「明」と「暗」である●地裁判決の「明」は、後に続く集団訴訟でも貫かれられ、実質的に深められなければならない。「暗」は徹底して是正されなければならない。これが前橋地裁判決の教訓である。国と東電の責任に応じた相当な損害賠償が認められなければならない。それは世間の常識である。